

決 定 要 旨

被 審 人（本 店） 東京都港区赤坂3丁目16番11号

（商 号） 株式会社プリンシバル・コーポレーション

上記被審人に対する平成24年度（判）第22号金融商品取引法（以下「法」という。）違反審判事件について、法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1200万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年1月10日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年11月9日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項4号に該当

被審人は、東京都港区赤坂3丁目16番11号に本店を置き、その発行する株式が大阪証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成23年 6月27日	第66期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成22年4月1日 ～平成23年3月31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が352百万円であるところを657百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が395百万円であるところを700百万円と記載	
2	平成23年 8月12日	第67期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年4月1日 ～平成23年6月30 日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が273百万円であるところを584百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等
3	平成23年 11月14日	第67期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年7月1日 ～平成23年9月30 日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が122百万円であるところを408百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上等

2 法令の適用

1 の表に掲げる事実につき

番号 1

法 172 条の 4 第 1 項本文、24 条 1 項

番号 2 及び同 3

法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項

3 課徴金の計算の基礎

1 の表に掲げる事実につき

番号 1

法 172 条の 4 第 1 項本文の規定により、被審人の第 6 6 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (137,474 円)

が

② 6,000,000 円

を超えないことから、6,000,000 円となる。

番号 2 及び同 3

法 172 条の 4 第 2 項前段の規定により、被審人の第 6 7 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 6 7 期第 1 四半期報告書」という。）及び同事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 6 7 期第 2 四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 6 7 期第 1 四半期報告書	113,711 円
第 6 7 期第 2 四半期報告書	159,972 円

が

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 6 7 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 6 7 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となる。